

令和元年度第3回庁議 会議録

[日 時] 令和元年5月30日（木）13時45分～14時29分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、参与及び各部局長
上下水道局総括次長 代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について (企画部)

3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(1) 住友各社との協議報告について (企画部)

(2) ICT関連施策に関する情報提供について (企画部)

(3) その他

1 市長あいさつ

本日の議題にもあるように、市議会定例会が、6月10日に開会予定である。

会派説明については、5月28日と29日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、6月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いしたい。

本日は、「市議会定例会提出議案について」関係部局から説明をしていただき、企画部からは、「会派説明の結果報告」もしていただく。

その他、連絡事項があればお知らせをしていただき、本日の庁議は、14時30分に終了することを目標とする。

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明結果報告について (企画部)

<p>市長</p>	<p>それでは、議事に入る。</p> <p>「市議会定例会提出議案について」、企画部、上下水道局、経済部、総務部、消防本部、教育委員会事務局、福祉部、環境部の順番で説明をお願いしたい。</p> <p>なお、来週月曜日の「部課長会」での説明と重複するので、簡潔に、要点のみを説明するようお願いする。</p> <p>また、会派説明を行った企画部については、議案の説明後、会派説明報告もお願いしたい。</p>
<p>企画部長</p>	<p>企画部からは、報告5件、予算議案2件、追加提出予定の議案1件と会派説明の結果について説明する。</p> <p>まず、議案書の1ページから4ページ、報告第9号、報告第10号の「継続費繰越計算書の報告」については、一般会計において継続費を設定して進めている「端出場水力発電所整備事業」など5事業と、同じく公共下水道事業特別会計において継続費を設定して進めている「汚水処理施設共同整備事業費」の1事業の継続費繰越計算書の報告で、平成30年度予算額の未執行額を翌年度へ逡次繰越したものである。</p> <p>次に、議案書の7ページから11ページ、報告第12号、報告第13号「繰越明許費繰越計算書の報告」については、一般会計における三世代同居促進事業など32事業、同じく公共下水道事業特別会計における管渠等建設事業など5事業において、関係者との調整に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を翌年度に繰越したものである。</p> <p>次に、議案書の16ページ、報告第16号「専決処分した事件の承認」については、工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、前年度歳入不足に伴う繰上充用金について予算措置したものである。</p> <p>次に、議案第47号「令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）」については、介護基盤緊急整備事業等の公共事業をはじめ、コミュニティ施設整備事業などの単独事業、プレミアム付商品券事業費などの施策費について予算措置するもので、今回の補正は、5億705万6千円の追加である。</p> <p>次に、議案第48号「令和元年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」については、介護保険システム改修事業</p>

	<p>費について、819万3千円の追加である。</p> <p>補正内容については、会派説明資料(6月補正予算(案)の概要)のとおりである。</p> <p>引き続き、補正予算関係の会派説明の結果を報告する。</p> <p>まず、介護基盤緊急整備事業では、申請は2社だけか。補助率はどのように決まっているのか。今回の整備でどれくらいの入所待機者が入所できるのか。ニーズに対して充足しているのか。施設を整備しても、介護職員が確保できなくて満足にサービス提供できないというようなことがないようにしてほしい。</p> <p>私立保育所等施設整備事業では、今回施設整備する事業所はどのような事業所か。どこに出来るのか。</p> <p>プレミアム付き商品券事業費では、対象者、発行枚数はどれくらいか。事業を委託する場合には地元企業に配慮すべきではないか。今後のスケジュールと実施方法は。</p> <p>ESD活動推進事業費では、研修等の参加人数はどれくらいを想定しているのか。これまで培ったネットワークとはどういふものか。現在、教員の業務負担の増大が問題となっているが、この事業を実施することで教員にさらなる負担を強いる恐れはないのか。</p> <p>ふるさと学習推進事業費では、幅広い市民へのPRも必要ではないか。史実に基づいてない部分もあると聞いているが、ふるさと学習の題材とすることに問題はないのか。自己負担金はあるのか。</p> <p>地域コミュニティ再生事業費では、対象校区が一巡したら、本当に必要なものを厳選して申請するようにすべきではないか。</p> <p>コミュニティ施設整備事業では、小規模自治会の自治会館建て替えになると、自己負担分を賄いきれないことも考えられるので、市が補助するなど、検討すべきではないか。</p> <p>介護保険システム改修事業費では、今回システムを改修する原因となった法改正等の内容は。</p> <p>といった意見が出された。</p> <p>次に、追加提出予定の(5)消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例については、消費税及び地方消費税法が改正され、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、市が徴収する使用料、手数料のうち、今回の増税に伴い見直しを行うものについて関係する条例の改正を行う予定</p>
--	--

である。

若宮小学校施設活用計画案について会派説明を行っているが、結果報告の前に本計画案について説明させていただき、情報共有させていただく。

まず、計画案の5ページ、本市では、生涯活躍し続けることができる持続可能な新たなコミュニティの再創造を目指すべく、平成28年度に新居浜市企業城下町版生涯活躍のまち基本構想「RCC新居浜」を策定し、翌29年度には「アクションプラン」を策定している。

若宮小学校施設活用基本計画は、「RCCアクションプラン」の4つのアクションプランのうち、アクション3「ものづくり・学びの拠点整備プラン」とアクション4「人生100年わくわく支援プラン」の2つのアクションプランを具現化するための計画である。

6ページ、若宮小学校の活用方針についてである。一つ目が、地域活性化拠点施設として全市的な施設とする。二つ目が「RCC新居浜」を先導する拠点施設として活用する。三つ目が子どもから大人まで多世代が利用できる施設とする。四つ目が若宮小学校としての歴史・記憶を残す。五つ目が災害時の避難場所としての機能を継続することとしている。

次に、9ページ、RCC新居浜に基づく施設活用の考え方と整備コンセプトについてである。(仮称)RCCわくわく館は、子どもから大人まで人生のあらゆるステージにおいて、『感性をはぐくみ「わくわく」を創造する』ための拠点施設を目指し、その整備コンセプトとして、まず、若宮小学校としての「歴史を活かす、記憶をつなぐ」こと。また、新しいモノ・コト・人を受け入れてきた本市の土壌を活かし、「感性を育む、学びを深める、創造する」こと。さらに、その中で人と人との交流が生まれる「新たな出会いと発見を生み出す」ことができる施設を目指す。

次に12ページ、建物内のゾーニングと配置方針については、建物としては北棟と南棟があり、北棟は旧職員室等があった場所で、南棟は旧校舎棟であったところである。

まず、「歴史を活かし記憶をつなぐゾーン」(ブルーのゾーン)については、小学校の記憶を残す「アーカイブ施設」は、北棟1階のホールロビー等を活用する。本日までの地元との協議の結果、北棟については、地域の希望に沿った形での運用を見込んで

	<p>いるため、ここでは、地元の人々の地域を大切にする思いを感じていただき、主たる住友企業城下町である若宮の歴史に学べる施設を目指す。次に、北棟1階に市民活動スペースを配置し、市民活動の支援施設と位置付けている。</p> <p>次に、「感性を育むゾーン」(ピンクのゾーン)は南棟1階の3つの教室を活用し、木のおもちゃや、伝統遊びなどを通じて、子どもと大人が交流できる施設としていく。また、子育て相談等もできる環境を整備したいと考えている。15ページ下段に導入施設のイメージを示している。</p> <p>次に、「学びを深め・創造するゾーン」(オレンジのゾーン)は、南棟2階、3階を中心にRCCのテーマのひとつである「創作活動」が行える工房や、音楽スタジオなど特徴を持たせた部屋や、リカレント教育などにも対応した「学習ルーム」を用意します。</p> <p>また、個人でも利用できる coworkingスペースやテレワークスペースとして利用できるようにします。16ページから17ページに導入施設のイメージを示している。</p> <p>次に、「新たな出会いと発見を生み出すゾーン」(グリーンゾーン)交流施設についてである。</p> <p>まず南棟では、グラウンド側に外階段を設置する予定としており、その階段をあがってすぐの2階の西の教室を、「コミュニティスペース」に、また、2階のベランダを一部拡張し、コミュニティデッキを設ける予定としている。このコミュニティスペースでは、新居浜市のPRグッズや移住者情報などを提供すると同時に、施設に来た人が少しくつろぐ場所、新たな交流や発見につながるスペースになればと思っている。</p> <p>その他の交流施設では、元の給食室と中庭を活用した飲食施設を、また、グラウンドや体育館などの有効活用についても記載している。17ページから19ページに導入施設のイメージを示している。また、建物全体の改修工事については、設備工事として、エレベーターの設置、バリアフリー対応等の設置、各部屋の空調設備、通信機器の整備、敷地北西部の駐車場の新設等を計画している。</p> <p>次に、20ページ21ページ、この施設のメインが南棟となること及びグラウンド北側に駐車場を新設する計画であることから南側を中心とした導線をあらわしている。</p> <p>次に、23ページ、施設を活用した取組イメージについて説明</p>
--	--

	<p>する。</p> <p>(1)「歴史を活かす、記憶をつなぐ」取組として、①若宮小歴史講座、②映像資料の製作を目指していく。</p> <p>次に(2)「感性を育む」取組として、「①木のおもちゃ・伝統遊びを活用した多世代交流事業」として、小さな頃から感性を育てていけるよう、木のおもちゃや、地域に伝わる伝統遊びなどを活用した講座を開催する。</p> <p>次に、24ページ ②木育キャラバン in 新居浜は、大量の様々な木育キットを会場全体に設置し、子供たちを中心に木に触れ合っていたり事業で、昨年度、本施設の体育館で実施し、大変好評であったため、継続して実施する予定としているものである。</p> <p>(3)「学びを深める」「創造する」取組として、①「新居浜ものづくり学」講座として、ものづくりに関心を持つ市民・移住者への入門編として実施し、ステップアップに応じて関係機関と連携し、つなげていきたいと考えている。ものづくり以外にも各大学と連携し、この施設でリカレント教育が実施できるように取り組んでいく。②起業塾サテライト講座の実施は、既に県内で実績のある起業塾のサテライト塾という形で検討する。具体的には、起業塾を実施している松山大学との連携により、実施することを計画している。</p> <p>次に、25ページ ③しごと・創造・若手塾では、中高生を対象として、早い時期からキャリアデザインを形成していただくための事業を見込んでいる。</p> <p>次に、④ロボット制作等&プログラミング教室は、子どもの頃からロボット製作やプログラミングに親しみを持って身近に感じていただくための講座を考えている。</p> <p>26ページ⑤こどもハローワークイベントでは、子どもたちから、介護やサービス業など、様々な職業に触れることができるイベントなどを実施することを考えている。</p> <p>(4)「新たな出会いと発見を生み出す」取組として、①コワーキング・ネットワーク事業として、個人利用できる部屋を「コワーキングスペース」としての活用していくこと、そこに集う人の交流・情報交換の場となることを目指していく。②芸術・文化人材育成事業は、市内団体等と連携し、芸術・文化に関わる人材育成や、発表イベントなどの開催を検討する。③ニュースポーツ・チャレンジイベントは、グラウンドや体育館を活用したイベ</p>
--	--

<p>上下水道局総括次</p>	<p>ント、また、気軽に取り組めるニュースポーツイベントや、Eスポーツなどの開催も目指していく。</p> <p>次に、27ページ ④「Hello! NEW 移住者」交流事業も予定している。</p> <p>次に、28ページ、管理運営計画については、公民連携により民間のノウハウを活用していけるよう、市の直営ではなく、管理運営については、指定管理者制度の活用を想定している。</p> <p>次に、29ページ、一方で本施設の運営を指定管理者にまかせっきりにするのではなく、本計画に示したコンセプトや活用指針に基づいて、発展的に運営されていくよう、(4) (仮称) RCC わくわく館の事業モニタリングの実施を提案している。</p> <p>次に、30ページ、概算事業費については、現在調整中であるが、エレベーター設置、空調設備、トイレの改修、内装改修、コミュニティデッキの新設及び付帯設備工事等で3億～5億円を見込んでいる。詳細事業費については、今後、「改修実施計画」において算定する予定である。</p> <p>最後に、今後のスケジュールについては、5月31日から6月20日までパブリックコメントを実施し、先日開催したRCC外部有識者会議、会派説明等でいただいた意見を反映させ、7月末に基本計画を完成させる予定である。</p> <p>その後、基本設計、実施設計を実施し、来年度改修工事の施工、最短で、令和3年度のオープンを目指していく。</p> <p>会派説明では、本計画(案)について、本日と同様の説明を行い、意見をいただいた。</p> <p>主な意見としては、管理経費はどの程度かかるのか。指定管理先はどのようなところを想定しているのか。高齢者生きがい創造学園との関係はどうなるのか。車で来られる方の導線を考えた場合、南側からの入り口の検討はすべきではないか。新居浜市全体のRCC拠点として、良いモデルになると思う。飲食施設への障がい者雇用などは考えられないか。木育についてはいいことである。地元産材を使用できないか。芸術文化人材育成事業は、あかがねミュージアムの取組とのすみわけや連携はどのように考えているのか。</p> <p>といった意見が出された。</p> <p>上下水道局からは、報告3件について説明する。</p>
-----------------	---

<p>長</p>	<p>議案書の5ページ、報告第11号「継続費繰越計算書の報告」については、水道事業会計において、継続費を設定して進めている総合防災拠点施設建設事業に係る「継続費繰越計算書」の報告で、平成30年度予算の未執行額を本年度へ逡次繰越したものである。</p> <p>次に、議案書の12ページから15ページまで、報告第14号及び報告第15号「繰越計算書の報告」については、水道事業会計及び工業用水道事業会計における資本的支出に係る「繰越計算書」の報告で、平成30年度補正予算に対応したことや、関連工事の遅延等から事業費の一部を本年度に繰り越したものである。</p>
<p>経済部長</p>	<p>経済部からは、一般議案1件、追加提出予定の報告1件について説明する。</p> <p>まず、議案書の17ページから19ページ、議案第39号「市有財産の売却」については、多喜浜三丁目629番1の用地、6,415.29平方メートルを、「おべ工業株式会社」に1億300万円で売却するため、議会の議決を求めるものである。</p> <p>次に、追加提出予定の「専決処分の報告」については、損害賠償の額の決定についてである。平成31年4月30日、市道大野線において、リース契約による公用車がガードレールに接触し、損傷した公用車の損害賠償の額が決定したことにより、専決処分を予定している。</p>
<p>総務部長</p>	<p>総務部からは、議案1件、追加提出予定の財産取得議案3件、人事議案1件について説明する。</p> <p>まず、議案書の20ページ、議案第40号「新居浜市行政不服審査条例の一部を改正する条例」については、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が、昨年5月30日に公布され、当該一部改正法律において、従来の「工業標準化法」の題名が「産業標準化法」に改められ、また、用語の変更が生じたこと等に伴い、所要の条文整備を行うものである。</p> <p>なお、この条例は、法の施行日である7月1日から施行する。</p> <p>次に、議案目次の欄外、追加提出予定の議案等(2)(3)(4)契約議案であるが、消防ポンプ自動車CD-1型1台、小型動力ポンプ付積載車3台及び学校給食センターコンテナ消毒装置一式の取得に係る「財産の取得について」3件の提出を予定してい</p>

<p>消防長</p>	<p>る。以上3件については、本日、5月30日、一般競争入札を行い、仮契約の相手方を決定する見込みである。</p> <p>同じく、追加提出予定の議案等の(6)、人事議案であるが、「新居浜港務局委員会の委員の任命」については、新居浜港務局委員会の委員 寺田 政則氏、高瀬 進氏、田井 伸男氏及び高倉 靖氏の任期満了に伴い、新たに委員の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものである。</p> <p>消防本部からは条例議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案書の21ページ、議案第41号、「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例」については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されることに伴い、危険物規制に係る手数料の額を改定するものである。</p> <p>本改定は、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもので、本来、同令に規定する手数料は、非課税であるが、その額については、事務に係る人件費や物件費等を積算したものであることから、今回、国における消費税率等の引上げを考慮し、見直した結果、特に増額が必要なものとして、改正が行われたものについて、条例の一部を改正するものがある。</p> <p>改正内容としては、別表第2中にある浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋式特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に対する審査に係る手数料の額について、改定するものである。</p> <p>なお、この条例は、令和元年10月1日から施行し、改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の29ページから30ページ、議案第46号、「新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例」の制定については、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等を設置しないことが出来る場合として、第29条の5第6号に住宅の部分に「特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」に定める技術基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>また、「工業標準化法」の一部が改正され、法律名が「産業標</p>
------------	--

<p>教育委員会事務局 長</p>	<p>準化法」に改められたこと等に伴う所要の条文整備を行うものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行し、第16条第1項の改正規定については、令和元年7月1日から施行したいと考えている。</p> <p>教育委員会からは、条例議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案書の22ページから24ページ、議案第42号「新居浜市別子山ふるさと館設置及び管理条例及び新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」については、国土調査の成果等に伴い、新居浜市別子山ふるさと館及び新居浜市別子山市民プールの位置についての規定を整備するものである。</p> <p>この条例は公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案第43号「新居浜市広瀬歴史記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」については、新居浜市広瀬歴史記念館の観覧料について、高校生等を無料の対象に加えるため条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>改正の主な内容は、これまで広瀬歴史記念館に係る観覧料の無料対象者を中学生以下としていたものを、高校生、大学生等まで拡充するものである。次世代を担う多くの若者に、広瀬幸平の足跡を通して新居浜の生い立ちと日本の近代産業の歩みをたどってもらい、歴史や文化を身近に感じて、ふるさとへの誇りを持ってもらうことを目的としている。</p> <p>なお、この条例は、本年10月1日から施行したいと考えている。</p>
<p>福祉部長</p>	<p>福祉部からは、条例議案1件について説明する。</p> <p>議案書の25ページ、26ページ、議案第44号、「新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害援護資金の据置期間経過後の貸付利率が「3パーセント」から「3パーセント以内で条例で定める率」に改正されたことに伴い、新居浜市の災害援護資金を無利子とするものである。</p> <p>また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が一部改正されたことに伴い、条例で連帯保証人の必置義務について定めるとと</p>

<p>環境部長</p>	<p>もに、償還方法については、年賦償還、半年賦償還であったところ、新たに月賦償還を追加するものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用したいと考えている。</p> <p>環境部からは、条例議案1件を説明する。</p> <p>議案書の27、28ページ、議案第45号、「新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、昨年度から進めている新居浜市斎場施設整備事業火葬棟改修工事において、本年5月に火葬炉設備更新工事が着手したことに伴い、斎場設置当初から約35年間使用し、老朽化している汚物炉室について、本年6月末日をもって廃止しようとするものである。</p> <p>今回の改正により、汚物炉室は廃止となるが、手術肢体及び産汚物については、今後、火葬炉にて対応することから、これらの処理については影響ないものと考えている。</p> <p>なお、この条例は、本年7月1日から施行したいと考えている。</p>
<p>市長</p>	<p>ここまでの説明で、何かご質問、ご意見はないか。</p> <p>若宮小学校の計画について、特に質問等もないが、進めるという事で良いか。</p>
<p>総務部長</p>	<p>最後のページによると、すでにRCC新居浜のプランは定まっている中で、若宮の地域づくり実行委員会（新若宮を元気にする会）と協議を重ねてきたということだが、若宮を元気にする会とRCC新居浜推進協議会の合同的な会は、コンセンサスはできているのか。</p>
<p>企画部長</p>	<p>合同で協議という事はないが、若宮の地元との協議はこれまでやってきて、北棟については地元の要望を重視した活用をしている。南棟を中心にRCC新居浜拠点としての性格、わくわく人生100年を実現していくような、健康やチャレンジするという活用を考えている。地元の方にも了承はしてもらっている。</p>

<p>経済部長</p>	<p>南棟の2階、学びを深め・創造するゾーンということで、その取組について記載されているが、中心は講座や研修が中心となるのか。例えば、起業した人が半年や1年、試しに起業するスペースではなく、あくまでも座学が中心となる施設ということか。</p>
<p>企画部長</p>	<p>基本計画の中では、いろいろな機能を盛り込んでいる。実施計画を詰めていく中で、レンタルスペース的なものが必要となると、一部盛り込むことも可能かと思うが、メインは貸室ということになる。いずれにしても実施計画の中で具体的に決めていくので、その中で軌道修正はしなければならないと考えている。</p>
<p>経済部長</p>	<p>実施計画の中で、可能性はあるということか。</p>
<p>企画部長</p>	<p>そうである。</p>
<p>市長</p>	<p>今説明があったように、今はいろいろなものが入っているので、実施計画の中で抑え込んでいくという事になる。 高齢者生きがい創造学園とのすみわけは決着しているという事でよいか。</p>
<p>教育委員会事務局 長</p>	<p>決着しているというわけではない。高齢者生きがい創造学園は今年度中に方針決定ということで、高齢者生きがい創造学園の方と話し合いを始めた段階である。</p>
<p>市長</p>	<p>これからパブコメもあるので、各部局でも気づいたことがあれば意見を言っていたきたい。 予算関係で、エアコンについては、会派への説明もして、いろいろ意見があったようだが、小学校エアコンの発注は終わっているのか。</p>
<p>教育委員会事務局 長</p>	<p>終わっている。会派への説明でいろいろいただいた意見は、工程表の案を出したことで、夏には間に合わないことについては理解いただいたが、早い学校と遅い学校のずれがあり、9月半ばに試運転が始まる学校と11月くらいにずれ込む学校との間で不公平が生じるのではないかと、という意見があった。これに関して</p>

	は、小規模校と構造上、暑い学校から始めたいと思っているので、その点について、できるだけ理解いただけるよう説明した。
市長	発注は、4ブロック位にわかれているのか。
建設部長	小学校が4つ、中学校が3つ。
市長	中学校はいつ発注するのか。
建設部長	電気・機械は5月31日。
市長	設置は。
建設部長	小学校は決まっている。
企画部長	中学校は本体と電気工事を5月31日。
総務部長	分かれていて、機械本体と配線工事は分かれている。
市長	中学校は冬になるのか。
教育委員会事務局 長	12月末までには順次使用できるようにする。
市長	広瀬の高校生まで無料というのは良いが、収入はどれくらいなのか。
教育委員会事務局 長	1年間で230万円くらいの収入があり、修繕料に同額程度使っている。

3 協議事項
(なし)

4 連絡事項

(1) 住友各社との協議報告について (企画部)

企画部長	<p>各部局では「住友各社との連携強化」を推進するため、住友各社との協議等をそれぞれ行っていただいているが、情報が集約できていない。何年か前にも報告をすることとしていたが、現在できていない。改めて今後、住友各社とより円滑な協議を進めるため、協議内容等の情報共有を図ることを目的に、協議報告書を作成していただきたい。</p> <p>別紙報告書に記入いただき、地方創生推進監（佐藤）までメール送信をお願いします。</p> <p>なお、取扱注意の内容につきましては、報告書下段※に○をつけていただくようお願いする。</p> <p>様式については、後日、部局長あてにメールする。</p>
------	---

(2) ICT関連施策に関する情報提供について (企画部)

企画部長	<p>昨年来、最新のICT技術(AI・RPAなど)を活用した様々な施策が国等から示されている中、各部局課所室において、それぞれ対応していただいているところである。</p> <p>今後、新居浜市として、このようなICT関連施策を本市の住民サービスの向上並びに業務の効率化・省力化に積極的に活用していきたいと考えているので、各省庁や愛媛県等から各部局課所室に対して、実証実験等の取組推進について提案等が示された際には、情報政策課まで情報提供のうえ、協議をお願いします。</p>
------	--

(3) その他

経済部長	<p>6月2日に「どんぶり選手権」がイオンモールで開催される。現在、前売券を販売しているので、購入をお願いしたい。</p>
市長	<p>私からも言う予定であったが、前売り券の販売状況が今一つのようなので、ぜひ多くの職員の皆さんにも来場して、食べ比べて投票していただきたいので、再度職員への周知をお願いしたい。</p> <p>他になければ、以上で令和元年度第3回庁議を終わる。</p>